

島生企甲第2189号
島地甲第138号
平成31年4月22日

関係所属長 殿

保存期間	5年
------	----

最終改正 令和3年10月27日

島根県警察本部長

古物営業法の規定に基づく立入調査及び報告の要求に関する事務処理要領
の制定について（例規通達）

古物営業法（昭和24年法律第108号）第22条第1項及び第2項の規定に基づく立入調査並びに同条第3項の規定に基づく報告の要求について、別添のとおり「古物営業法の規定に基づく立入調査及び報告の要求に関する事務処理要領」を定め、平成31年5月1日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

別添

古物営業法の規定に基づく立入調査及び報告の要求に関する事務処理要領

1 趣旨

この要領は、古物営業法の規定に基づく立入調査及び報告の要求に関する規程（平成31年島根県公安委員会規程第1号。以下「公委規程」という。）第5条の規定に基づき、古物営業法（昭和24年法律第108号。以下「法」という。）第22条第1項及び第2項の立入調査（以下「立入調査」という。）並びに同条第3項の報告の要求（以下「報告の要求」という。）に関する事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

2 報告の要求の手続等

- (1) 報告の要求は、必要が生じた事項につき原則1回とする。ただし、当該要求に基づく報告が十分に履行されないときは、この限りでない。
- (2) 報告の要求を行うときは、報告要求書（様式第1号）を交付して行うものとする。
- (3) 古物商、古物市場主又は古物競りあっせん業者が任意に提出する報告に関する資料を受ける場合は、資料提出書（様式第2号）を徴するものとする。この場合において、返還を要する資料の提出を受けたときは、受領書（様式第3号）を交付すること。
- (4) 資料を提出者に返還したときは、処理結果を明らかにしておくため、請書（様式第4号）を徴すること。

3 立入職員の指定

- (1) 公委規程第4条第1項の規定による立入調査を行う職員（以下「立入職員」という。）は、次によるものとする。
 - ア 警察本部にあつては、生活安全部生活安全企画課の法の施行に関する事務を担当する職員
 - イ 警察署にあつては、法の施行に関する事務を担当する生活安全（刑事）課（係）の職員並びに地域課（係）、交番、警察署所在地及び駐在所に勤務する警察官で立入調査を行う必要があるもの
- (2) 所属長は、立入職員として適当と認める者について、立入職員の指定（身分証明書）の交付に関する上申書（様式第5号）により、生活安全部長に上申するものとする。

4 身分証明書の交付

公委規程第4条第2項の規定による身分証明書（以下「身分証明書」という。）の交付は、次によるものとする。

- (1) 生活安全部生活安全企画課長は、生活安全部長が立入職員に身分証明書を交付したときは、身分証明書交付台帳（様式第6号）を作成し、交付状況を明確にしておかなければならない。
- (2) 身分証明書に貼り付ける写真は、服装は、無帽、警察官にあつては制服（冬服

又は合服)、警察官以外の職員にあってはスーツとし、正面、上三分身及び無背景で撮影したものであって、縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。

- (3) 立入職員は、身分証明書を紛失することがないように、鍵の掛かる引き出し等に保管すること。

5 立入職員の指定の解除

- (1) 所属長は、立入職員に指定を解除すべき事由が生じたときは、立入職員の指定解除（身分証明書の返還）に関する上申書（様式第7号）により、速やかに生活安全部長に上申しなければならない。
- (2) (1)の上申を受けた生活安全部長は、その職員に係る指定を解除し、速やかに当該職員に身分証明書の返還を命じるものとする。
- (3) 生活安全部生活安全企画課長は、生活安全部長が(2)により身分証明書の返還を受けたときは、身分証明書交付台帳に返還日を記録するものとする。

6 立入調査の報告

- (1) 立入職員は、立入調査をしたときは、速やかに、書面によりその状況を所属長に報告しなければならない。
- (2) 所属長は、(1)の報告を受け、指導又は不利益処分等の必要があると認めたときは、速やかに所要の措置を講ずるものとする。

7 教養等

- (1) 所属長は、立入職員に対し、平素から立入調査の目的、立入調査に関する諸規程等について教養の徹底を図るとともに、計画的な立入調査の実施に配慮するものとする。
- (2) 立入職員は、立入調査の補助として同行させる職員に対し、その都度必要な指示等を行い、紛議が生じないように努めること。

8 営業所等一覧表の整備

- (1) 生活安全部生活安全企画課長は、立入職員が効果的な立入調査が実施できるよう営業所等一覧表（古物）（様式第8号）の電磁的記録を作成し、警察署長へ送付するものとする。
- (2) 警察署長は、立入職員が効果的な立入調査が実施できるよう(1)の営業所等一覧表（古物）を活用した電磁的記録を整備するものとする。

なお、内容に変更が生じた場合は、その都度、更新するなど、随時、実態に即した立入調査ができるよう確実な整備に努めること。

様式 〔略〕